

◆八千代市空家等対策計画（見直し案）に寄せられたご意見と市の考え方について

No.	ご意見の概要	ご意見に関する市の考え方
1	私有空家が長く続き防犯面・環境面・安全面等の観点から空家所有者が見つからずやむを得ず行政側で空家を強制執行で解体して更地にしたケースを年度毎に記載をして頂きたい。	八千代市空家等対策計画は、空家法第6条第1項の規定に基づき、本市が取組む空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針、対策の方向性などを示す計画として策定するものであり、行政代執行等の空家対策の結果の公表を目的とするものではありません。また、行政代執行は、氏名・住所・物件の特定情報等、多くの個人情報が含まれるため原則非公表としています。そのため、行政が空家を行政代執行により解体して更地にしたケースを年度ごとに記載することはできません。
2	空家から強制執行までの経緯等を流れ（フロー）で記載をして頂きたい 例えば空家発生→地域住民等からの苦情→行政側の視察・判断→所有者との行政側の話し合い→所有者が見つからない場合は強制執行等の裁判を起こす→裁判所からの解体判断があれば行政側で解体して更地にする→最終的には市の財産となる	八千代市空家等対策計画（見直し案）の43ページに記載されておりますのでご覧ください。
3	公有地の空家対策も入れて頂きたい 例えば、八千代台駅西口の交番は長い間放置され、ある時期に中学校の生徒が交番壁面に絵を描いて放置されたが、時間経過と共に見苦しい状況になりつつあり、いつ解体して更地等にする予定ですか。行政側として公有地空家についても回答（他の空家を含めて）して頂きたい。	全般的な公有地の空家等については「八千代市公共施設等総合管理計画（令和7年3月改訂）」のP30に記載しております 総量削減等の「公共施設等の全体最適化の3原則」に沿って、貸付・売却等の有効活用を図ることで、歳入の確保とともに、維持し続けるために発生する費用の抑制を図ることとしています。 また、例で挙げて頂いた八千代台駅西口の交番につきましては「八千代市公共施設等個別施設計画（令和7年3月改訂）」のP81にて、以下のとおり位置付けております。 今後の方向性：解体 実施時期：直近10年間